

まちづくり出前市長室（瀬戸地区）開催記録

1. 日 時：平成23年7月9日（土） 午後7時から午後9時まで
2. 場 所：瀬戸公民館
3. 出席者：市民 約20人
市関係者 市長、副市長、政策監、教育次長、市民環境部長、市民環境副部長、環境局長

-
1. 益岡会長（瀬戸地区自治振興会）あいさつ
 2. 市長あいさつ
 3. 自治基本条例について
～市担当者から、条例の内容について説明～

会長 自治基本条例が制定されて、開かれた市政となり、市民が参画してより良いまちづくりができるようにしなければならないので、行政側も市民の目線に立ってよろしくお願ひしたい。

4. テーマに基づく意見交換：「地区自治振興会とまちづくり」

会長 昨年度までの瀬戸地区自治振興会における活動については、「瀬戸地区交通安全推進協議会」では、カーブミラーの清掃や街灯の修繕、通学路の点検などを行ってきた。「安全を守る会」では、水難事故防止のためのパトロールを行った。また「青色回転灯防犯パトロール隊」を発足させた。これは青色回転灯をつけてパトロールすることで、防犯効果を高めるという目的で発足させたものである。瀬戸町の安心・安全を願ってこれらの活動を行ってきた。

また、今年度、自治振興会主催で行った防災訓練は、地域のコミュニティにとって有意義であったと思う。このような活動をしてきたなかで、今後、鳴門市と協働してまちづくりにどのように関わっていくべきか、市長の考えを聞きたい。

市長 「青色回転灯防犯パトロール隊」の活動は、板東地区に次いで鳴門市内では2カ所目であり、感謝している。

自治振興会については、もともとは平成5年の東四国国体を成功させる目的で市民運動が始まり、それが平成6、7年の二カ年で全市的に広がっていった。自治振興会は平成6年に木津神地区で最初に発足し、平成8年には大麻地区自治振興会が13番目にできた。大麻地区自治振興会は、平成12年に堀江地区と板東地区に二分割され、現在では市内14地区で自治振興会が組織されている。全ての自治振興会が同じような成り立ちというわけではなく、昔からあった総代会が中心になっているものや地区社会福祉協議会を中心にした自治振興会などがある。地域によって歴史が違うので、異なったやり方となっているが、地域ごとにまとまりのあるような組織として活動をしていただけたら思う。

自治基本条例については、平成23年3月に市議会で可決され、8ヶ月後の本年11月に施行することになっている。この施行までの8ヶ月の間に、色々な所で市民の皆さんに説明をさせていただくとともに、われわれ市職員の意識改革をして、施行に向けて勉強していくための準備

段階ととらえている。市民から、職員がどれだけ条例を理解しているのか、意識も変えるべきだということもよく言われている。それが出来ない限り、市民目線に立つということなど、条例にうたわれていることが出来ないのも、この8ヶ月の間で、市としても取り組み、説明もしていく。

町内会や自治振興会への加入者が年々減少していることや独居老人、高齢者だけで構成されている世帯の増加などが地域の課題としてある。このほかにも地域によっては、まちの八百屋さんや魚屋さんなどがなくなり、買い物難民と言われる問題が生じたりもしている。市街地エリアと沿岸部エリアでは、同じような課題であっても、違った解決方法をとっていかなければならないこともある。このような地域の課題の解決を図るためにも、1年前倒しにして交付を開始した「地域づくり事業活性化補助金」をもう少し自由に活用していただきたい。

地域ごとに考えていただいて、たとえば瀬戸地域だったらこういうことに使いたいということとそれぞれ地域ごとに違ったことにご活用いただく。わずかなお金かもしれないが、工夫して使っていただきたいと思っている。市としては、22年度から前倒しで補助金交付をはじめたことで、まず、地域で考えて活用していただき、自治基本条例の施行とともに、年度ごとにステップアップしていただけたらと思っている。

瀬戸地区については、エリアが非常に広く、新興住宅街もあれば漁師町もあり、色んな違いがあるが、そのなかでもお互い協力しながら、全体として、瀬戸地区の自治振興会としてやっていっていただけたらと思う。市としては、画一的にこんなことをしていただきたいのではなく、基本的には地域の皆さんでじっくり話し合いをしていただいて、補助金を十分活用しながら、地域の特長を生かしたまちづくりをしていただけたらと思う。市は、皆さんのバックアップをしながら協力していきたいと思っている。

市民 自治基本条例のねらいを生かすためには、まず行政に携わる市長、市職員の意識改革をしていくというのはおっしゃる通りだ。地域の特色を生かしたまちづくりをするためには、私たち、市民の意識がどこにあるかということが非常に重要になってくると思う。

地域づくり事業活性化補助金を14地区の自治振興会に合計680万円も出しているという話があった。地域によっては自治振興会というより、総代会や多くは地区社会福祉協議会が中心にまちづくりを担ってきたと思うが、補助金を自治振興会に交付しているということは、自治振興会が中心になってまちづくりを進めよということなのか。それとも自治振興会は住民団体のひとつであり、ほかにも地区社会福祉協議会や人権教育推進協議会などがあり、それぞれが対等に住民として、まちづくりに関わっていけということなのか。

市長 自治振興会は市内に14箇所あり、それぞれに補助金を出している。自治振興会と地区社会福祉協議会の会長を兼ねているところがあったり、組織の中に人権教育推進協議会の方もおられたりと様々である。また、総代会を中心とした自治振興会もある。色々なパターンがあるが、自治振興会に交付した補助金を、単に分けて配るのではなく、一つの活動として明確な目的をもちながら活用していただきたいというのが市の考えである。まだ、始まったばかりの補助金制度なので、随時ご説明し、ご意見を聴きながら、活用しやすく効果的なものにしていきたい。

市民 まちづくりのための補助金は、当初はだんだんと金額を増やして、各地区が活性化するような方向に持っていききたいという話を聞いたことがあるが、場合によれば、補助金が減るとか、

無くなるという話も聞くがどうなのか。

市長 地域づくり事業活性化補助金については、たとえば市道の修繕が必要という時に、市がなかなか対応できないということがある。そんなに時に、簡易な部分であれば補助金の一部を使って、先に直すことも考えていただいても良いと思う。市としては、色々なご提案をしていただければ、実績も見ながら、話し合いも持って、補助金をより活用しやすい効率的なものにしていきたいと考えているので、補助金が減っていくとかゼロになるという話は市からしたことはない。

市民 自治振興会を中心にいろいろなことをやってくれているが、地域には、老人会もあれば、婦人会もあり、人権教育推進協議会も地区社会福祉協議会もある。地域によっては、総代会もあって、違いもあると市長は言ったが、「自治振興会とまちづくり」というテーマは抵抗を感じる。それぞれの会が少しずつでもまちを良くしようと活動しているのに、自治振興会をあまりに前面に出されると抵抗を感じる。

市長 自治振興会の中に高齢者や人権などの部門があり、自治振興会は全てを含んでいるという意味でご理解いただきたい。

市民 含んでいると言うが、瀬戸地区では調整ができていないので、「自治振興会とまちづくり」とテーマを掲げられると抵抗を感じる。

市民 実際、自治振興会が頂点になっていると思うが、きちんとした仕組みが当地区ではできていない。地区社協と自治振興会とどちらが中心なのかということについて、地域によっては、まだ議論があるのではないか。

市長 自治振興会ができて15年になるが、進んでいるところ、紆余曲折がありながらやっているところなどがあることを再認識させていただいている。

市民 自治振興会に法律的な位置付けがないにも関わらず、市から補助金を出すというのはいかなものか。

市民環境副部長 自治振興会は任意の団体ではあるが、補助金は地方自治法により、公益上必要がある場合に支出できることになっている。

市民 事業に対して出しているのであれば、市は、事業内容を審査し交付しなければならないのに自治振興会に丸投げしているように見える。

市民環境副部長 補助金は、地区自治振興会が進めるまちづくり事業に対して交付している。自治振興会が事業計画を提出し、その計画が補助金要綱に合致していたら補助金を出すという制度である。団体に出して、何に使っても良いと丸投げしているのではないのでご理解いただきたい。

市民 自治振興会とはこういうものだと下部組織も含めて、条例などで位置づけたら良いのではないか。

市民環境副部長 自治振興会はあくまでも自主的な団体と位置づけている。地方自治法により地域自治区、地域協議会というように法律で定められている組織もあるが、この自治振興会はあくまでも自主的にできあがった組織。

市民 自主的な会と言うが、自治基本条例制定や地方分権・地域主権の流れのなかで、行政の細かい仕事を自治振興会に丸投げしてやってくれというような感覚で押しつけてくるのではないか。町内会や自治振興会への加入率が少ない時に、会費を払った住民がボランティアや掃除等を

している。入っていない人はお金も出していないのに、会費を払った住民が行ったサービスの恩恵が受けられることなどおかしいところがある。また、回覧板等により、市の通知などが届く人と届かない人があっていいのか。そういうことを明確にするためには、最高決定機関が自治振興会だということには問題があるが、自治振興会に対して、ある程度条例での位置づけが必要だと思う。各地区で状況が違うとかではなく、鳴門市としてこういう形を自治振興会に期待しているというはっきりとしたガイドラインを出したらどうか。

市長 自治振興会ができた当初、各部会も含めて、ある程度このような形にしましょうという枠組みをお示しし、それに沿って、各地域で自治振興会が組織されたと把握している。その当時、すでに地域には、老人会や人権教育推進協議会などがあり、地区社会福祉協議会を中心にして、市が示した枠組みに当てはめていったというのが、平成6年に発足したときの話だったと思う。基本的には、ガイドライン的なものはあったと思うが、もう一度確認させていただく。

市民 地域住民の意識がどこにあるか、行政にしても市民にしても一番大事なことだ。今、住民の意識がかなり高くなってきている。町内会についても、「入っていても入ってなくても同じだ、それなら入らない。毎月500円の町内会費を出さない方が得だ。」という意識であれば、幾らすばらしい自治基本条例ができたところで、それが上手くいくとは限らない。だから、市の職員の意識をどんどん住民サイドに持ってくる（市民の目線に立つ）とともに、もうひとつ肝心なことは、住民がどんな意識を持って行くようにするべきかである。これからは、自分たちが主体だと言える生活ができるような方向に住民の意識付けすることが大事であり、行政がリードして、身を持って示すべきだ。

市長 自治基本条例の公布から施行までの8ヶ月間で、出来る限り、市民の皆さんに説明して、行政が率先してできるような形でやっていけたらと思う。

市民 具体的に何をするのか、自治基本条例だけでは一体何をしていくのか見えてこない。何をやっていくのか施策や条例案など具体的にさせていただかないと市が何を言いたいのかがわからない。だからこそ、自治振興会にある程度の法的な位置付けがあったほうが、まちづくりがスムーズに進むのではないか。

市長 これから、施策を作るとともに、今の市の条例の体系を自治基本条例に合わせた形に変えていく。

5. 地域の課題について意見交換

市民 クリーンセンターの現在の稼働状況について説明していただきたい。

環境局長 クリーンセンターが稼働して今年で3年が経つ。この間、皆様のご協力により操業自体は円滑に進んでいる。地元の方が一番心配している発生する大気の問題は、操業以前に環境調査を実施し、操業後も調査を続けて比較している。毎年調査しており、その数値については操業前と変わらないので安心していただきたい。

施設も最新の施設であり、地震もあったが、緊急停止装置もあり、公害に万全を期した施設であるのでご安心いただきたい。

特に明神地区の方には、通行量が増えたのではないかとということやそれに伴う問題もお聞きしている。その点については、センター職員も業者も、地域の方々に迷惑がかからないよ

うに日々研修をおこなっているのご理解いただきたい。

市民 ゴミの量や一般廃棄物の量はどのようになっているか。

環境局長 ゴミの量は、平成12年に里浦の最終処分場が閉鎖され、ゴミの非常事態宣言を出し、その後リサイクル施策も行い、現状では、事業系のゴミが少なくなっているのです。前年比で98%という状況。人口が減っているのと市民の皆さんのゴミに対する意識の変革があり、特に地域の回収団体で資源ゴミとして出していただいていることが大きく作用しており、クリーンセンターに搬入されるゴミの量は微減という状況である。

市民 2炉ある焼却炉の稼働状況は、今の段階ではどれくらいで燃やされているのか

環境局長 35t/日が2炉ということで、日量70tまで処理できるが、現実に搬入されているのは、日量50t程度というところであり、もう少し減量になれば、1炉でも可能になるのではないかと思う。

市民 県レベルの会などで、市民が多く参加するような場合は、市のマイクロバスを送迎に出してくれていたが、他の市町村は送迎があるのに、市はこの頃は出していないのか。行事によって協力できる場合やできない場合もあると思うが、個人で行くと駐車場がいっぱいで車が置けず、困っているのが現状だ。

市民環境部長 全く個人で参加するような行事に市のマイクロバスを出すことはできないが、市と直接関わりがあるような行事については、必要があれば協力させていただく考え方は持っている。

市長 また、整理をさせていただく。

市民 この瀬戸公民館とクリーンセンター、市本庁舎、明神北集会所に設置されている窒素、炭素、硫黄などの公害物質の表示だが、費用がたくさんかかったと聞いているが、その効果を考えた時に、公民館や集会所にあるものは、十分活用されているのだろうか懸念している。役に立っていない。

市民 最初地元の要望は電光掲示板にしてもらはずだった。住民の声が届かないままに、市は小さなパソコンの画面にしてしまった。一体誰が見るのか、それも電源を切ったら見えない。設置しているというだけでないか。

環境局長 市としては、見ていただいて活用していただきたい。

市民 それならば、もっと見やすいものを作らないとダメだ。公民館や集会所にあるのも非常に見にくい。設置のための費用と効果を考えたら、この事業は失敗だったと思う。

市民 クリーンセンターの入口に電光掲示板の表示はあっても、そこへ行った時しか見られない。本庁舎や瀬戸公民館と明神北集会所のところは活用されていない現状である。施策を振り返ってみて、悪ければ悪いところを変えていく必要があるのではないか。これはひとつの例であり、何でも行政はやり放しで、やったらそれでおしまいだ。これから自治基本条例に基づき、いろいろなことで住民の意見を聞いていく時に、悪いところを変えていく姿勢がなかったら何をやってもダメだ。

市民 パソコンを使ってわかりにくい表示をするくらいだったら、市道明神日出線のところに大きな電光掲示板をつけたら、瀬戸地区の住民の半分くらいは自然に見て状況がよくわかる。クリーンセンターに見に来てくれとか、わざわざ集会所や公民館に見に来てくれでは、市は

設置したぞ、見たい者は見ろという感覚であり、到底住民の理解は得られないと思う。みんなが見やすいものになって、はじめて広報と言え、情報公開になる。

市民 これが、先に市長が言った職員の意識改革とか市民の意識を高めるということに繋がっていく、一番の基本ではないかと思う。これからこの条例を実施していくにあたって、そういう姿勢がなかったら、ダメではないか。

市民 環境調査についても、操業前の環境調査と今の環境調査で全く数値が変わらないのはあたりまえの話。環境調査で悪くなったら、環境破壊しているのだから、その時点で終わりです。すでに遅い。原発問題でも放射能が漏れたということがわかった時点ではもう遅い。だから市は意識を変えなければならない。環境調査だけで済むものでないので、もう少し速くモニターするような手段をきちんと見つけないと管理しているとは言えないのではないか。

市民 環境調査も定点でしているのだろうが、ガスが流れないところで環境調査を幾らやっても意味がない。調査結果は変わらないと言っているが、ガスが流れないところで調査しているだけだ。

市長とは、去年8月18日に話し合いをした。その時、炉の温度計が故障していることがわかったが、そのまま治さずに稼働してもいいのか。6月の市議会で地元議員がクリーンセンターについて質問をした時、市長は、稼働状況は順調であると答弁した。何を根拠に順調と答えたか聞きたい。全部データを見ているのか。温度計の故障も踏まえて順調と言ったのか。

市長 クリーンセンターの職員と話をして、報告を受けたということだ。

市民 東日本大震災のがれきを徳島県で処理するというので、市長が受け入れる話をしているようだが。

市長 調査が来て、受け入れる事ができるか、どのくらいの量が可能か、そういう話であった。

市民 そういうことを地元の明神の住民に話しをする機会はあるのか。そのまま何も言わずに実行するのか。

環境局長 この件については、瀬戸地区自治振興会の会長さんを通じて話をさせていただいている。現実にそういう案を受け入れるようになった時は再度ご説明させていただく。

市民 わかった。各町内会に来て、住民全部に知らせるのだな。地元住民が納得せずに実行するのはおかしい。たとえ国の施策にしても、区域外のを焼く、どんなものを焼くかわからない。国の災害だから、協力して焼くのは仕方がないと思うが、それは、市長が言っているように焼却炉が本当に順調であることが前提だ。実際は、順調でないと思っているので、話をさせてもらおう。

施行令では、焼却施設は何度で焼けと書いてあるのか。

副市長 施行令では、800℃で滞留時間は2秒ないし3秒となっている。

市民 800℃で現実に焼却しているのか。焼却室の出口で800℃全部あるか。

環境局長 ある。ゴミを投入して大気に出て行くまでに、いろいろなところを通っていく、その中で法令に定められたものは、全部クリアできている。

市民 管理月報の位置づけをどう考えているか。管理月報は公文書か私文書それともメモか。

市長 公文書だ。

市民 ある月の例を見せるが、市が故障と認めた1720℃の記録がある。その後記載されていないのは問題ではないか。高いところでは、1123℃あたり、2炉ともに温度が低いところでは出入口付近とも800℃以下のところがある。低いのは施行令違反と違うのか。それが間違っているならば、管理日報が間違っているということだ。

環境局長 出口と言っているところについて、市と見解が違う。国の見解としたら、燃焼温度は平均で取ると思う。

市民 市が言う出口のところでも700℃をきっているではないか。平均というのはおかしい、今低いので、平均をクリアするまで待ってくれとは言えない。結局行政はごまかしている。

環境局長 施行令違反という見解の監督官庁から指導はない。

市民 調査に来ないだけではないか。上級官庁も市が出した書類をそのまま認めるだけでないか。

市民 温度センサーが壊れているところは壊れたままで運転しているのか。

環境局長 別のところで必要な温度をキャッチできる。

市民 もともとこの場所でモニタリングをしますという形で全ての安全面が補償されている装置であるはずだ。当初から温度を監視する必要がある場所のはずなのに、なぜそのセンサーが効かなくなっているのにそのまま稼働し続けるのか。なぜ直さないのか。

環境局長 必ずしもそこで温度を測らないといけないという場所ではない。経費の問題もある。

市民 県にも届けている装置であり、安全面を維持できるようにメーカーとも申し合わせて、お金がかかっても直さないといけない。環境調査には問題ない、数値が変わっていないから安全だというのは、突然変わってしまったらもう終わりだ。だから、慎重にモニターをしながら安全対策をやっていかないとダメだ。

市民 低い温度で燃焼していたら、不完全燃焼で大気の中に悪いものが出る可能性が極めて高くなるではないか。

環境局長 市は、公害や排ガスについては、国の基準よりも何百分の1というような低い値でメーカーに保証させている。それより、さらに低い数値でしか大気に出ていない。

市民 当初の発注仕様書のとおり運用してくれたら誰も文句は言わない。800℃が国の基準だが、市はそういう発注をしたのか。仕様書では、国の基準より燃焼温度も高めに設定しているはずだ。過去には、市から1200℃くらいで焼却できたらと言う話も聞いたことがあるのに、順調だと言うこと自体おかしい。

環境局長 燃焼温度は上げることができる。

市民 燃焼温度を上げようと思ったら上がるというが、しかし、経済的なことを考えたら低い温度でも問題無いと言うのはおかしい。住民は、安心安全のために基準以上の温度で焼いてくれと思っている。燃焼温度については、国の基準よりハードルを高く設定して、市はやりますとみんなに約束をした。それを今になって経済的な問題で燃料を入れて焼かないというのは市民を馬鹿にしている。安全より市の経済的な方が優先と言っている。

環境局長 明神地区の住民のためにも悪いものは排出していない。

市民 市長に聞くが、規則どおり温度が上がらなくても良いのか。経済的な面を優先するのが正しいのか。

市長 お話のとおり、住民のみなさんにお約束をしてあるのだったら、安心安全のために設置基

準、管理基準のとおりさせてもらう。ただ、私自身が今日ここで話しを聞かせていただいたことと、担当者から聞いていることなどを整理して、指摘事項については、もう一度担当者の話も聞きながら対応させていただく。

市民 今までがそうだったように水かけ論で結論が出ないので、第三者のジャッジが必要だ。希望するのは、市とは別の機関に、法律も全部見てもらい、費用もかけて、私達が安心するような調査をしてくれたら一番良い。

設置届けを県に出したと言うことは公約だ。それが全部できているかどうか、市長が自分でチェックして欲しい。コンプライアンスということを考えているのかと言うことだ。

市民 もし裁判所にクリーンセンター運用の差止め請求をした場合に、必ずその差止め請求が却下される自信はあるのか。

環境局長 心配はない。

会長 明神地区の会長から意見を預かってきたので聞くが、2年前に吉田市長が来て話をした時に、「クリーンセンターの建設に際して、地域の方に大きな溝を作った。100%行政に責任がないにしろ、溝を作ったのは確かに行政サイドにも責任がある。その溝を埋めたく、今後取り組んでいきたい」とおっしゃった。吉田市長は亡くなってしまったが、泉市長はそれをご存じか。ご存知ならば何か瀬戸地区に対して、考えがあれば話をさせていただきたい。

市長 前市長から直接言葉で聞いたわけではないが、行政というのは継続していくものである。副市長や市幹部からは聞いている。先ほどご質問、ご意見をいただいたことに、私が全てお答えすることができなかつたので、それについては真摯に受け止め聞かせていただき、市民の方とキャッチボールをしながらやっていかせていただきたいと思います。今日の話は身につまされ、私自身、勉強不足のところがあったので、勉強し直し、私自身で再度調べてみたいと思うのでご理解いただきたい。

市民 保全協定については、地元明神の住民が参画して市と話したいと希望している。でも全然話は進んでいない。市長は保全協定をどのように考えているのか聞きたい。保全協定は操業する前に作るのが前提だ。保全協定など結ばなくても操業できるのだという感覚が市の姿勢とを感じるが、市長もそういう考えなのか。おそらく全国で保全協定がない焼却施設は無いと思う。市のいいなりの保全協定なら結ぶ必要は無いと考えるが。

市長 保全協定については、今までずっと話合いをしていると思うので、今後も協定に向けてお互いに話合いをしていくというスタンスは一緒である。

市民 ガスが全然異常がないと言っていたが、過去の報告書に悪い数値が出ているものもある。問題がないと言いながら、心配になる要素はたくさんある。

市民 雨が降ったら旧道の溝が氾濫する場所があるので掃除をしてもらいたい。

副市長 土木と相談して現地を見てから判断させてもらう。